

日田まつり振興会装飾品等交付要綱

(趣旨)

第1条

この要綱は、日田まつり振興会（以下「振興会」という。）が主催するまつり（日田川開き観光祭、日田祇園山鉾集団顔見世、日田天領まつり）の気運の醸成と賑わいの創出を図ることを目的として、市内の自治会や商店街等（以下「団体等」という。）に対し、まつりの開催に伴う装飾品（以下「装飾品等」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 日田市自治会規程（昭和35年告示第37号）第2条の規定により、市長に届け出た自治会
- (2) 商店街振興組合等 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する組合並びに商店街を構築する任意団体
- (3) その他、会長が適当と認める団体 前2号に掲げるもののほか、振興会会長（以下「会長」という。）が特に商店街等の活性化に寄与すると認める各種団体

(交付対象)

第3条

この事業の対象者は、前条各号のいずれかに該当する団体等であつて、日田のまつりの魅力を広く発信できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、交付対象としない。

- (1) 当該年度において、本事業と類似する他の補助金等の交付を受けている団体等
- (2) 過去にこの要綱による装飾品等の交付を受け、10年を経過していない団体等
- (3) その他会長が交付対象として不適当と認めた団体等

(装飾品)

第4条

交付の対象となる装飾品等は万国旗に限るものとし、予算の範囲内において交付する。

2 装飾品等の交付は、1つの団体等につき、11万円（消費税及び地方消費税を含む。）相当額を上限とする。

(交付申請)

第5条

装飾品等の交付を受けようとする団体等は、会長が別に定める募集期間内に、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 装飾品等交付申請書（様式第1号）
- (2) その他会長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条

会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、装飾品等の交付を決定し、その旨を申請者に通知（様式第2号）するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条の募集期間内にあった申請に係る交付決定額が予算の範囲を超えるときは、会長は抽選その他公正な方法により交付対象者を決定するものとする。

3 前項の規定による交付決定を行った後、なお予算に残額があるときは、前条の規定にかかわらず、募集期間終了後であっても、予算額に達するまで随時申請を受け付け、先着順により交付決定を行うものとする。

(受領書の提出)

第7条

前条の規定により装飾品等の交付を受けた団体等は、速やかに受領書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

(委任)

第8条

この要綱に定めるもののほか、装飾品等の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

日田まつり振興会長 様

住 所

団 体 名

代 表 者 職 ・ 氏 名

担当者氏名・連絡先

日田まつり振興会装飾品等交付申請書

日田まつり振興会装飾品等交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり装飾品等の交付を申請します。

記

1 交付申請の内容

品名	規格	数量	備考
万国旗	20ヶ国連続ひも付 10.0m	セット	

2 装飾品等の設置場所

（例：〇〇商店街一円、〇〇自治会内の街路灯など）

3 添付書類（会長が必要と認める場合のみ）

（例：設置場所の略図・位置図、その他参考となる書類）

【交付条件並びに注意事項】

○交付された装飾品等の設置にあたっては、関係法令（道路法等）を遵守し、第三者に危害を及ぼさないよう安全管理に万全を期すこと。

○設置に伴う事故やトラブルについて、日田まつり振興会は一切の責任を負いません。

○まつり終了後、または破損・劣化した場合は、速やかに撤去し、地域の景観維持に努めること。

団 体 名

代 表 者 職 ・ 氏 名 様

担当者氏名・連絡先

日田まつり振興会長



日田まつり振興会装飾品等交付決定について

年 月 日付で交付申請のあった日田まつり振興会装飾品等について、下記のとおり交付することに決定したので、日田まつり振興会装飾品等交付要綱第6条の規定に基づき、通知します。

記

1 交付申請の内容

品名	規格	数量	備考
万国旗	20ヶ国連続ひも付 10.0m	セット	

2 装飾品等の設置場所

（例：〇〇商店街一円、〇〇自治会内の街路灯など）

【交付条件並びに注意事項】
○交付された装飾品等の設置にあたっては、関係法令（道路法等）を遵守し、第三者に危害を及ぼさないよう安全管理に万全を期すこと。
○設置に伴う事故やトラブルについて、日田まつり振興会は一切の責任を負いません。
○まつり終了後、または破損・劣化した場合は、速やかに撤去し、地域の景観維持に努めること。

日田まつり振興会長 様

住 所

団 体 名

代 表 者 職 ・ 氏 名

担当者氏名・連絡先

受領書

日田まつり振興会装飾品等交付要綱第7条の規定により、次のとおり受領いたしましたので提出します。

記

品名	数量	受領日
万国旗	セット	年 月 日

【交付条件並びに注意事項】

○交付された装飾品等の設置にあたっては、関係法令（道路法等）を遵守し、第三者に危害を及ぼさないよう安全管理に万全を期すこと。

○設置に伴う事故やトラブルについて、日田まつり振興会は一切の責任を負いません。

○まつり終了後、または破損・劣化した場合は、速やかに撤去し、地域の景観維持に努めること。